

一般社団法人 日本歯科理工学会
企業賞授賞内規

(趣旨)

- 第1条 本内規は、本会表彰規程に基づき、日本歯科理工学会の学術講演会における優秀な研究発表を表彰するために定める。
- 2 本賞は賛助会員の協力により運用する。
 - 3 本賞は日本歯科理工学会（企業名）賞とする。

(委員会)

- 第2条 常任理事および委員会規程に基づき、企業賞選考委員会（以下、「委員会」という）を構成する。
- 2 委員会委員は、委員長および副委員長含め、本会理事または代議員の7名で構成する。
 - 3 委員長は、常任理事より理事長が指名する。
 - 4 副委員長は、委員長が指名する。
 - 5 副委員長は、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(提供企業)

- 第3条 提供企業は本会賛助会員でなければならない
- 2 提供企業の受入は、委員会の議を経て、常任理事会の承認を得て、理事会に報告しなければならない。
 - 3 提供企業の公募は別に定める。

(受賞資格)

- 第4条 企業賞は、次の号のすべてに該当する者に授与する。
- (1) 本会会員で、会員歴1年以上、10年以下の者
 - (2) 本会の学術講演会において研究発表をした者

(選考)

- 第5条 選考は企業賞選考委員会が行う。
- 2 選考は当該学術講演会講演集の演題抄録を評価対象として行う。
 - 3 選考は、委員長を除く6名の委員の5段階評価で行う。ただし、委員は著者および共著者となっている抄録の評価はできない。
 - 4 受賞者数は若干名とする。
 - 5 委員長は、当該学術講演会における研究奨励賞受賞者を除外して受賞候補者を選出し、理事長に報告する。
 - 6 理事長は、受賞者を決定し、理事会および提供企業に報告する。

(表彰)

第 6 条 本賞受賞者には賞状と副賞を授け表彰する。また、受賞者氏名及び受賞内容等を本会の機関誌に発表する。

2 提供企業より副賞が贈呈される。

(改廃)

第 7 条 本内規の改廃は、委員会の審議により常任理事会の議を経て、理事会で承認する。

附則

本内規は、平成 30 年 10 月 5 日より施行する。

**一般社団法人 日本歯科理工学会
企業賞授賞申合せ**

(趣旨)

第 1 条 本申合せは、本会企業賞授賞内規に基づき、円滑な運用のために定める。

(副賞)

第 2 条 副賞は 1 万円相当とし、内容は提供企業に一任する。

(改廃)

第 3 条 本申合せの改廃は、委員会の審議により常任理事会で承認する。

附則

本申合せは、平成 30 年 10 月 5 日より施行する。